

第39回公害総行動



第39回全国公害被害者総行動 総決起集会で訴える福島原発被害者団体のみなさん

目 次

第39回公害総行動	
第39回から歴史的な節目の第40回へ	2
内閣府交渉に参加して.....	3
第39回公害総行動・東電・政府交渉について.....	4
未来まで奪われ途方にくれている避難者の苦しみを 分かってください.....	5
首都圏から初めての公害総行動に参加して.....	6
公害総行動に初参加して.....	7
公害総行動まで連続15日間の「会うてんか行動」	8
厚木基地爆音訴訟判決について.....	9
「司法が生きていた」大飯原発差し止め判決！	10

フクシマ現地調査と公害総行動

第39回から歴史的な節目の第40回へ

公害・地球環境問題懇談会事務局長 清水 滯

■フクシマを忘れない！原発再稼働は許さない！ 福島原発被害訴訟を支援するフクシマ現地調査は、松川事件・水俣現地調査の経験に学んで具体化された。第1回は11・2ふくしま大集会と結んで昨秋11月2～3日におこなった。「百聞は一見にしかず」——まったく先行きの見えない、底なしの深刻な被害を目の当たりにして「被害者と共にたたかう」ことの責任を痛感した。腰をすえて取り組む決意を固めた。そして第2回は第39回公害総行動プレ行事と位置づけ、「原発と人権」交流研究集会と結んだ企画として4月5～7日におこなった。相乗効果で参加者も増え、内容的にも充実した現地調査となった。この成果をふまえた二か月間の取り組みは貴重な前進と変化をつくり出し、第39回公害総行動につながった。

○5月21日の「大飯原発差止判決」は、「エネルギー基本計画」閣議決定の撤回要求に力を与え、フクシマをくりかえすな！原発再稼働はやめろ！を要求する公害総行動の盛り上がりをつくった。

○5月17日の公害・地球懇談会シンポジウムでは、尾崎寛直氏の基調講演「福島原発被害と人権」、公害総行動実行委員会・中山裕二事務局長の発言「公害総行動と人権」があり、福島原発被害をふまえ、しっかりと連帯して取り組む第39回公害総行動の方向が鮮明にされた。

○具体的には、二つの要求交渉が準備され、要求作成と交渉体制の確立をおこなった。

一つは、「福島原発被害の全面賠償要求」——責任・原発（廃炉）・賠償・生活再建の四本柱の重点要求の検討。東電と政府各省（経産省・環境省・文科省・厚労省・復興庁）同席の交渉を設定。4月25日、6月4日（当日）に交渉責任者の意思統一をおこない、交渉ポイントを確認して交渉に臨んだ。

もう一つは、「地球温暖化対策、エネルギー・原発政策の転換要求」——「大飯原発差止判決を機に原発回帰のエネルギー基本計画の撤回、エネルギー政策の抜本的な転換、原発ゼロの決断」「地球の破壊的な危機を止める積極的な温暖化対策」を求める要求の検討。

政府各省（内閣府・環境省・原子力規制庁・経産省・文科省・外務省）・経団連・電事連との交渉設定。4月23日、5月22日に交渉責任者会議をおこない、要求・体制を確認した。

■フクシマをくりかえすな！原発再稼働は許さない！ミナマタ・大気汚染・アスベストなどすべての公害被害者を救済し、公害を根絶せよ！最大の環境破壊・人権侵害の戦争をする国づくりはやめろ！と、第39回公害総行動は6月4～5日の二日間、のべ2600名が参加して8つの要求行動を展開した。

第1行動の環境大臣交渉では、フクシマ・ミナマタの代表が被害を訴え、環境省が被害者の立場に立って役割をはたすよう迫った。

続く第2行動の昼デモには600名が参加、力強いシュプレヒコールを霞ヶ関に響かせた。

第3行動は一斉交渉。その一環としての東電・政府交渉には300名が結集。席が足りずフロアに座り込む。自分たちの椅子を参加者に提供した東電メンバーは立ったまま。怒りに溢れた交渉は13：30～17：00まで3時間半に及んだ。東電は「20ミリベルト以下は健康影響がない。（被害はなく）人権侵害に当たらない」「現状回復は一企業には過酷。

（やらない）」ととんでもない開き直りの回答に終始。同罪の国は「20ミリベルト」「世界一厳しい規制基準」「国富の流出」問題で回答不能に陥り、あらためて「再交渉・回答」を求めている。（6月20日に再交渉の予定）

第4行動は総行動メインの総決起集会。

1350名が参加。福島からもバス4台で結集。フクシマを先頭にミナマタ・大気汚染・（泉南・建設）アスベスト・基地・薬害などの公害被害者と多くの市民が熱い連帯。日比谷公会堂の舞台には、ドラム太鼓入りで生業・いわき・避難者・首都圏の100名以上の仲間が元気よく登壇。集会を大いに盛り上げた。

二日目の第5行動は早朝宣伝。東電前をはじめ霞ヶ関（各省庁周辺）・大手町（経団連・チッソ）・最高裁・官邸前。

続いて第6行動は東電前抗議行動、並行して第7行動は内閣府等・経団連・電事連との交渉。

最後の第8行動は環境省前の「まとめ行動」。総行動の成功と「夏の陣をたたかい抜き、第40回総行動にむけて継続的な運動に取り組む」ことを確認して第39回公害総行動をしめくくった。

■そしていま、第40回公害総行動にむけて新しい活動が始まっている。

6月10日のフクシマ現地調査実行委員会「相談会」を開き、第39回公害総行動の成果をふまえて今後の運動方向を討議した。

今秋の第3回、来春の第4回の現地調査を企画し、準備をすすめることになった。

<今秋の第3回の日程は10月4～5日>

夏のミナマタ現地調査（8月23～25日）

○2回目の首都圏交流集会（8月下旬～9月初旬）

○環境公害セミナー（9月6日）などの行事と結んで取り組む。

<来春の第4回の日程は2015年4月11～12日>

○歴史的な節目の第40回公害総行動（2015年6月3～4日）プレ行事として取り組む。企画の具体的な検討は、7月22日の次回「相談会」ですすめる。

■すべての公害をなくし、地球温暖化をくい止め、原発に頼らない社会をめざすには、省エネ・再生可能エネルギーの飛躍的な普及が不可欠となっている。地域で住民を主体に、自治体と協働した取り組みをすすめるため、「再生可能エネルギー普及全国フォーラム2015 in静岡」を開催する。

<日程は2015年1月24～25日・静岡市内>

○実行委員会が発足し、賛同がよびかけられ、準備がすすみ始めた。

○事務局団体会議（7月18日）実行委員会（9月10日）が予定されている。

内閣府交渉に参加して

「風の会」代表／東京あおぞら連絡会理事長 清水鳩子

第39回・全国公害被害者総行動デーは、なくせ公害・守ろう地球環境の統一スローガンのもと、今年も盛会のうちに終了しました。

第一日の総決起集会には「司法に国民の風を吹かそう（風の会）」のメンバーの中で、消費者団体のメンバー、日本消費者連盟、主婦連合会、東京都地域消費者団体連絡会から支援の一人として登壇しました。

第二日の第七行動、財界・被告・都庁交渉のうち「内閣府交渉」にも風の会として参加しました。来年の第40回総行動を前にして、運動のひろがり支援のひろがり益々重要な時代だと実感しました。

内閣府交渉には、生業訴訟原告団、避難者訴訟原告団、いわき・全港湾、農民連、東京地評、東京公害患者会、大阪公害患者会、ミナマタ

（不知火患者会）、泉南アスベスト、新婦人、婦人民主クラブと風の会から三名が参加。総数25名の交渉になりました。

公害・地球懇（全労連）の中山益則さんを交渉団代表と、公害弁連の早川弁護士を中心に、各グループ代表が継続的な運動を背景に、力強い訴えを行いました。

内閣府を代表して出席した参事官・田中良典氏と副長官秘書・野尻氏を交渉相手に一時間余にわたる熱のこもったやりとりが続きました。風の会からは「脱原発のエネルギー政策」の重要性を訴えました。

私たちは、この日の省庁交渉に終わらせることなく、実績をつみあげ、被害根絶をめざして大きな、力強いうねりにしていく重大な責任があります。交渉内容の詳細については改めてまとめが発表されると聞いています。

以上

第39回公害総行動・東電・政府交渉について

いわき市民訴訟原告団

佐藤三男

1. 交渉に至るまで

原発事故の責任と賠償を求める東電・政府交渉は、第37回、第38回と積み重ねてきた総括の上に立って、第39回も行われた。今回は、昨年度の経験を踏まえ、事前の準備が周到に行われた。要求をまとめる相談会、要求を絞る相談会、事前の相談会と3回に及んだ。原発事故の被害者は広範囲であり、要求も多方面にわたることから、絞り込むことは困難なことではあったが、大きく4項目にして重点的に交渉することにした。

また、回答については、端的にさせること、前もって文書でさせることも検討していた。結果、東電からは文書での回答を得て当日を迎えた。

2. 実際の交渉

6月4日(午後1時30分から5時)参議院議員会館1階多目的ホール

参加者は、バス4台で参加した福島の参加者を始め、席に座れない人が出る状況で約200名。

進行役は、清水澁(公害総行動) 根本敬(生業訴訟原告団) 佐藤三男(いわき市民訴訟原告団)があたった。

今回の交渉では、政府・東電ともに不誠実な対応が目立った。まず、厚労省が「参加の時間を答弁する該当時間だけの参加にしてくれ」と言ってきた。交渉の中で、東電は、「裁判で係争中であるから答弁できない」を連発した。政府は、「該当官庁でないから答弁できない」とこれも連発した。参加者から、怒りの声が上がった。主な問題についても、福島の実状を見ない、切り捨てるような回答が続いた。

(1) 原発事故の責任に関して

○「20ミリSv以下は、何らの権利侵害に当たらない」「原状回復は技術的には可能であっても費用がかかりすぎ一企業の負担としては過酷」「事故前の試算データを開示すること」の撤回については、「裁判で係争中なので回答を差し控える」の一点槍。

(2) 原発に関して

○「福島原発全10基の廃炉」については、今までの主張「国のエネルギー政策、地域の皆様のご意見を踏まえて検討」

○「労働者の労働条件の改善」については、「アンケートを半期に1回実施」

(3) 賠償について

「中間指針・追補の考え方を改め、実態に応じたすべての被害について賠償」については「中間指針・同追補に基づき事故との相当因果関係が認められる場合に賠償する 変更はない」

(4) 生活再建について

「仮設住宅、借り上げ住宅を必要な期間、無償で提供」については、「要請にこたえられない(東電)」「災害救助法で1年となっている(政府)」

なお、「20ミリSv」「世界で最も厳しい規制基準」「国富の流出」「重要なベースロード電源」などを回答できないとした政府については、6月20日に再交渉を行った。詳述はできないが、出席した経産省資源エネルギー庁の役人は、回答不能になるほどに追い詰められた。

3. 交渉を終えて

38回の交渉に比べて、東電・政府の不誠実な回答が目立った。当然、福島の参加者や弁護士からは厳しい追及があった。生活の現状を訴え、政府・東電の回答の矛盾をつく発言が続いた。福島の実状から目をそむけ、福島原発の廃炉を言明できない日本の政府。世界で最も安全な基準で再稼働し、さらに輸出するという事に固執する安倍首相のもとでは、当然のことかも知れない。私たちは、勝利するまでたたかう決意を固めている。

未来まで奪われ途方にくれている避難者の苦しみを 分かってください--原発事故被害者の訴え 2014年6月4日--

避難者原告団 早川篤雄



早川さん(宝鏡寺まえにて)
2014. 4. 7

私は、避難指示解除準備区域とされている
檜葉町に住んでいました。74歳になります。

家は、お檀家130程度の山寺ですが、
600年を超える歴史があり、私は30代目
の住職をしていました。3・11は、住職に
なって34年目でした。この間、私は戦争で
途絶えていた布教活動・伝統行事の復活・荒
廃した伽藍、庫裏の新改築、境内環境の整備
に努め、戴いたお布施の総てを充て、ほぼ達
成できて満足していました。

また、私は、60歳定年まで学校教員を勤
めましたが、退職後は減反で休耕中の田圃を
借り、1町4反歩の田で米を作り、3反歩の
畑で野菜を作り、殆ど自給自足の生活をして
いました。

私は、また、私同様に学校教員をしていた家
内の定年退職を期に、2004年から檜葉町で
精神障がい者と知的障がい者支援のために順次
4つの施設を立ち上げ、3・11の時点では9
4人の障がい者の方々を20人の職員と共に、
家内共々支援していました。私たちと一緒に避
難できた障がい者は14人です。他は県内外に
散り散りになりました。

これまでに、自死一人と他に4人が命を落
しました。みな原発事故関連死です。どれほど
無念であったかと思ってしまう。障がい者
の支援は、苦勞も多いですが、私たちにとっ
ても年を取ることを忘れるような張り合いでも
ありません。

そして、また私たちの張り合い、生き甲斐は
東京にいる現在小学6年の外孫の成長でした。
寺の跡継ぎにしたいと思っていたからです。春
休み、夏休み、盆、正月、ゴールデンウィーク
には欠かさず、只今と言って帰ってきました。
海に山に連れて行き、自分が子供の頃にしてき
た田舎ならではの体験をさせ、孫もそれを楽
しみに帰ってきていました。3・11以後、こう
したこともできなくなりました。

今は、6畳2間の借り上げアパートでの毎日
です。盗難が心配なのでご本尊の仏像もアパ
ートの押入れの中です。これまでお檀家の方26
人が無くなりました。うち23人が関連死です。
原発事故で、これまでの人生の総てを奪われ
ました。

そして、残るこれから先の人生も完全に奪
われました。

檜葉町でも復興庁の住民意向調査で、避難指
示が解除されたら戻ると回答しているのは2割
で、高齢者です。私たちは、この先どう生き
ればいいのか分かりません。私たちのおかれて
いるこうした現実を分かってもらえるでしょうか。

不条理に屈しない連帯の力

-首都圏から初めての公害総行動に参加して

福島原発かながわ訴訟原告団長 村田 弘



村田さん

総決起集会の日比谷公会堂。紹介された原発訴訟団の一員として壇上の隅に立ったとき、私は、1・2階席を埋め尽くした人々の静かな気迫に圧倒されました。

水俣から、新潟から、富山から、泉南から、川崎から、地元東京から…半世紀以上にわたるこの国の不条理と闘い続けてきた人々、これを支え続けてきた人々の、怨念を乗り越えた闘いの熱気が押し寄せて来たからです。

福島原発災害に追われて全国に飛散した私たちは、この3年余、奪われたものの大きさと、非道な「棄民政策」、無責任極まりない東京電力、時と共に無理解さを増す世間の風の中で打ちひしがれ、折れそうになる心を懸命に支えるのに精一杯の日々を送ってきました。ようやく昨年来、全国各地の避難者が集団訴訟に立ち上がりましたが、前途に灯りが見えるまでには至っていない状況です。

そんな中で、公害総行動実効委員会の皆さんに励まされ、初めて今回の総行動に参加させていただきました。

「原発事故は我が国始まって以来の最大の公害、環境汚染である」という、総決起集会のアピールと大飯原発差し止め訴訟の福井地裁判決は、「眼からうろこ」でした。底知れない被害の大きさに、「これは何だ!」「どうなっているんだ!」「国家犯罪ではないか!」というぶつけどころのない怒りが先に立って、「公害」との認識に至らなかったというのが、正直なところだったからです。

総決起集会での各地からの報告、2日間にわたった省庁交渉や抗議行動を通じて、私たちは「原発事故こそ最大の公害」という意味を、身をもって納得しました。

それは、一人ひとりのかけがいのない命や生活を踏みにじってはばからない利益優先の企業と、これを後押しする国の「業」とも言うべき体質がもたらすものだということであり、被害を受けた人々が闘い続けられない限り止むことのないものだということです。そして、歯がゆいほどに一步一步ではあるけれども、不条理に抗する人々の連帯の中で、確かな前進を遂げているという歴史的な事実でもありました。

私たちもいま、確信をもって、この長い戦列に連なっていくことを心に誓った2日間でした。



公害総行動 霞が関デモ

公害総行動に初参加して

「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発訴訟原告団
事務局長・服部浩幸

今年の公害総行動は、年明けから原告団事務局長に就任した私にとって、初めての経験となりました。

何から何まで、勝手もわからない中での準備となり、戸惑う部分も多かったのですが、経験豊富な原告団の皆さんに支えられ、なんとか無事に終えることができました。事務局長ということで、必然的に実行委員会との窓口となり、準備段階から打合せにも参加させていただきました。回を重ねるうちに「公害総行動」が歩んできた歴史の重みを感じられるようになり、「なんとかしても成功させたい」そんな思いがこみ上げてきました。

3年前の東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所事故以来、日本国内の公害問題の中心は、間違いなく原発事故被害に移りました。日本人が味わったことのない未曾有の事故被害は、その終わりさえ見えず、未だ被害の全体像すら明らかになっていません。

そんな中であって、福島県に住む被災者が自ら立ち上がり、声を大にして叫ぶということが、何より重要です。「福島の人是我慢強い」などという言葉にごまかされ、自分たちが被った被害さえも曖昧にし、苦しみを押し殺してしまったのでは、何も前進しません。

しかし同時に、声を上げること、行動に移ることは、強い勇気や決断が必要です。ともすれば地域やコミュニティの中で孤立し、さらに辛い状況に自分を追い込み兼ねません。そんな時に大きな心の支えになってくれるのは、被害者として同じ苦しみを味わってきた全国の仲間です。



服部さん

被害の原因やその現れ方は違っても、国や加害企業から受けた不当な扱いに対し、勇気を振り絞って戦い続けてきたその経験は、新たな危機に直面する私たちにとっての道しるべであり、貴重な財産でもあります。

全国に広がる原発訴訟同士のネットワークを構築し、日本各地の公害被害者の皆さんとも連携することができれば、これ以上心強いものではなく、我々の先に広がる険しく長い道のりにも、希望を持って歩き出すことができます。

総行動当日、デモ行進の出発の挨拶を、中島団長に代わって述べさせていただき、「私たちの後ろには、ここに来られなかった被害者・支援者がたくさんおり、その人たちの分まで思いをぶつけ、被災者の声を届けましょう。」と申し上げました。その思いは、福島に帰った今も変わりません。

街宣カーの上から大勢の参加者の姿を見て、「私たちは一人じゃない」と思いました。公害総行動は、同じ苦しみを分かち合える大勢の仲間から、勇気を与えられた貴重な二日間でした。

公害総行動 総決起集会
(日比谷公会堂)



#225/June.2014

やりとげた最高裁への補充書提出激励行動と 田村(厚労大臣)はん 泉南原告に会うてんか行動

泉南アスベスト国賠を勝たせる会 事務局長 伊藤泰司



泉南アスベスト国賠訴訟は、画期的な2陣高裁判決のあと国が上訴し、1陣訴訟、2陣訴訟とも最高裁第1小法廷に係属している。さまざまな状況からみて年内判決の可能性が高い。そして、勝訴の可能性が大きいと考えている。

「産業発展のためには労働者の犠牲はしかたなかった」という1陣高裁判決よりも、2陣高裁判決は誰が見ても優れていて説得力がある。最高裁が、2陣高裁判決を覆すためには、これまでの最高裁判例を見直すことが必要で、最高裁といえどもそれは困難である。

そういう情勢を前提として、最高裁で必ず勝利し、その後解決をはかるためにはどうすればよいかについて、原告を交えて検討してきた。

最高裁ではどういうたたかい方があるか、いろいろな経験を学んだ。これまで15回ほど職員の出勤時に宣伝行動を行い、書記官への要請行動を実施してきた。どうすれば裁判官や調査官に私たちの訴えを届けることができるかと考え、正門から「補充書提出」を行い、それを激励する行動が可能だということが分かった。4月、5月と2回にわたり、正門側に200人、さらに500人の支援を受けて補充書提出激励行動を行った。

一方、最高裁で勝訴しても容易に動かない国に対しては「急いで解決が迫られている」ことを分ってもらう必要がある。

そういう目的で、首都圏建設アスベスト訴訟の2陣提訴行動のあった5月15日に「補充書提出激励行動」を行い、その日から公害総行動デー開始日の6月4日まで、連日、終日で、田村厚労大臣への面談要求行動を行った。題して、「田村(厚労大臣)はん 泉南原告に会(お)うてんか行動」であった。

この行動には、原告と原告家族が6派のべ57人、さらに大阪からの支援がのべ43人、弁護士は大阪からのべ23人が参加した。連日朝9時から5時まで音をだし、毎日内容の違うビラをまき、大きなパネルを設置した。さらに、土日をのぞく15日間、連日、「田村大臣との面談要請」行動を行った。東京や首都圏の多くの公害団体や建設関係の方々からの支援にお礼を申し上げたい。

厚労省は環境省などと違い、「裁判で係争中」を理由に原告や被害者らと会おうとしない。「それは全く理屈が通らない」と訴える。窓口にてでくるのは若い職員たち。最初は2時間、4時間と時間をかけたが、「明日からは対応できない」と何度も断ってきた。

それではと、若い職員に原告の被害の訴えを一人ずつ毎日続けた。さすがに若い職員も神妙に耳を傾けた。石綿被害の悲惨さは伝わった。「きちんと上に報告します」と。

6月4日には、国会議員の国政調査権をつかった、厚労省・環境省職員へのヒヤリングを行い、課長などを出席させる場をつくった。

今回の行動は、全体として国・厚労省に対して、解決が迫られていることを自覚させる上で有意義だったと思う。同時に原告の成長を図る機会ともなった。最高裁判決で必ず勝利を勝ちとり、必ず解決させるためには、今回の経験を力に、さらに多くの国会議員賛同や、いっそう幅広い世論を味方につける活動が必要となる。

全国の皆さんと団結し連帯して引き続きたたかっていきたい。

厚木基地爆音訴訟判決について

第2次新横田基地公害訴訟弁護団長 弁護士 関島保雄

5月21日 横浜地方裁判所は厚木基地の米軍機及び自衛隊機の飛行差し止め請求及び損害賠償請求事件について、行政事件で自衛隊機の夜間（午後10時から翌朝午前6時まで）の飛行差し止めを認め、民事事件では損害賠償金については従前の裁判例の金額を33パーセント以上増額する画期的な判決を言い渡しました。しかし、残念ながら、夜間飛行の中心である米軍機の飛行差し止めと将来の賠償は認めませんでした。

今回の判決が画期的な点は、行政訴訟において初めて自衛隊機の夜間の飛行を差し止めた点です。勿論夜間飛行の中心である米軍機の飛行差し止めを認めなかったのですから、騒音被害の根本的解決には不十分であるとの批判は免れませんが、しかし、行政訴訟で初めて自衛隊機の飛行差し止めを認めた点では高く評価して良い判決です。

これまで米軍基地の航空機騒音の被害住民は民事訴訟で日本政府に対し自衛隊機と米軍機の飛行差し止めを求めてきましたが、最高裁判所は平成5年厚木基地及び横田基地に関する訴訟において、米軍機に関しては、日米安保条約及び地位協定に基づいて日本政府には米軍機の飛行を禁止規制する権限が無いという理由で認めず、自衛隊機に関しては防衛大臣の権限行使の取り消し又は発動を求めるもので実質は行政訴訟であり、民事訴訟としては不合法であるとして却下し飛行の差し止め請求を認めようとしませんでした。

そのため、今回、厚木基地周辺住民は自衛隊機及び米軍機の夜間飛行の差し止めを求めましたが、その法的手段として従前の民事訴訟と並行して行政訴訟も提起して、防衛大臣に米軍機及び自衛隊機の夜間（午後8時から翌朝午前8時まで）の飛行差し止めや居住地にW値75を越える騒音を到達させる米軍機及び自衛隊機の運行の差し止めを求めていました。

今回の判決は、民事訴訟での夜間飛行の差し止め請求に関しては最高裁判所の判例に従い米軍機の飛行差し止め請求及び自衛隊機の飛行差し止め請求を認めませんでした。行政訴訟では初めて防衛大臣に夜10時から翌朝午前6時までの航空機の運航をさせてはならないと言う判決を言い渡したのです。

また判決は騒音被害についてWHO（世界保健機構）のガイドラインがさだめている夜間の睡眠妨害を防止するレベルである屋外45dBを大幅に上回っており、W75（航空機の騒音指数で環境基準はW70）以上の地域は受忍限度を超える被害を受けている地域であるとして、W75以上のかんりの地域において夜間健康に対する悪影響が心配される程度に強度な航空機騒音が発生し周辺住民の多くが受けている睡眠妨害の被害の程度は相当に深刻であるとして、夜間10時から朝6時までの飛行の差し止めを命じ、損害賠償額を従前の賠償金額を約33パーセント増額しました。また防音工事による減額も防音工事も一定の効果はあるものの完全に被害を防止できるものではないとして、全室防音工事でも最高30パーセントを限度とし、国が騒音を知りながら入居したから過失相殺すべきとする危険への接近法理も採用しませんでした。

このように、判決は全体としては住民の被害救済に前向きな判決であったと評価できますが、加害者の主犯である米軍機の夜間飛行の差し止め請求を認めなかった点では不十分で残念な判決でした。

基地周辺住民の被害が深刻で受忍限度を超える被害を受けており睡眠妨害は健康への深刻な影響を与えると認定したのですから、さらに一歩踏み込んで米軍機の飛行差し止めを認めるべきでした。

この点に関して、裁判官として沖縄嘉手納基地訴訟を担当した瀬木比呂志弁護士（明治大学法科大学院教授）は、嘉手納基地訴訟で米軍機の飛行差し止めを認める判決を出すことを検討したが、平成5年の最高裁の「日本政府の規制の及ばない第三者の行為」論に屈して最高裁判例に従った判決を出したことを反省し、日本政府は日米地位協定では米軍基地の返還要求も出来るのだから、米軍機の飛行規制が出来て当然で、米軍機の飛行差し止めも法的には可能であるという認識を示しています（東京新聞5月31日）。

今後、今回の判決を出発点に自衛隊機だけでなく米軍機の飛行差し止めを裁判所に認めさせる理論の構築が弁護団に求められています。

厚木基地爆音訴訟原告団は今回7000人を越える原告を集めて大量提訴を行いました。

この流れが沖縄嘉手納基地では原告2万名を越える集団訴訟の発展の契機となりました。横田基地周辺原告も昨年3月に約1000名で第2次新横田基地公害訴訟を提起しています。

今回の勝訴判決は、これら米軍及び自衛隊基地の航空機騒音被害で苦しんでいる住民に前進の判決を勝ち取った点で勇気づけるものであり、さらには行政訴訟への取り組みも検討する必要があります。

きしくも同じ5月21日は福井地方裁判所が大飯原発の運転を差し止める判決が出て、司法が国民の人権救済の砦となりうることを証明しました。

福島原発被害者を初め司法を通じて国民の権利救済の枠を広げる闘いが一層求められています。

「司法が生きていた」大飯原発差し止め判決！

弁護士 鈴木堯博（福島原発被害弁護団共同代表）

◆福島原発事故被害者を勇気づけた

5月21日午後3時、福井地裁で大飯原発差し止め訴訟の判決が言い渡された。そのとき私は、福島地裁いわき支部庁舎近くの集会場で、福島原発事故被害者の裁判報告集会に参加していた。集会の最中も、福井地裁がどのような判決を言い渡すか気がかりだった。判決言渡し時刻の午後3時以降は、ノートパソコンから目を離さず、判決速報を待っていた。

午後3時8分、インターネットに判決主文「関電は大飯原発から250キロ圏内の原告に対する関係で、3,4号機の原子炉を運転してはならない。」の速報が載った。思わず「ヤッター！」と叫んだ。それを知った集会の司会者から、集会を一旦中断し、判決速報をみんなに報告するよう求められた。私は、判決内容についての簡単なコメントとともに、「歴史的な判決」を国民が勝ち取ったことの意義を伝えた。勝訴判決の報に、一斉に大きな拍手が巻き起こった。

福島原発事故被害者は、踏みにじられた人権の回復と原発公害根絶を求めて裁判を闘っている。この判決が全国の原発の再稼働を止めるうえで大きなインパクトを持つとして、原発事故被害者を大いに勇気づけることになった。

◆国民の命を守ることを最優先

今回の判決は、福島原発事故の深い反省の下に、国民の生存を基礎とする人格権に基づき、国民を放射性物質の危険から守るという観点を明確にした。判決は人格権について以下のように述べた。

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。

したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。」

そして、原発が電力コスト低減につながるとの被告主張に対し、「コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」と述べ、経済性より国民の安全が優先するとした。国民の命を守ることを最優先したといえる。

◆司法は生きていた

裁判所前で掲げた垂れ幕に「司法は生きていた」とあった。高尾山天狗裁判を闘った原告団・弁護団の思いも同じだ。

従来の原発や公共事業をめぐる訴訟において、裁判所は行政庁や事業者の資料を鵜呑みにして、行政庁の裁量を広く認めてきた。また、原発の安全性についての主張・立証を緩やかに認めた上で、安全性の欠如について住民側に過度の立証責任を課した。そのため、判決は、行政庁や事業者の主張を追認するだけとなった。まさに裁判所が国策に立ち向かうことは至難だと国民は思わざるをえなかった。

しかし、今回の判決はまさしく「司法は生きていた」ことを示した。それは、これまで敗訴した公共事業をめぐる多くの訴訟が捨石となっていることを忘れてはならない。

◆原発事故被害者の人権回復と原発再稼働阻止を！

それでも安倍政権は、原子力規制委員会が認めれば原発を再稼働させるという政府方針に「全く変わらない」としている。今回の判決は上級審で覆ると高をくくっているのであろう。しかし、原発差し止めの訴訟は全国10数か所で行われ、原発被害者の訴訟は20地裁で延べ原告数は7000人に及ぶ。今回の判決に励まされ、これらの訴訟はさらに増加し、その闘いは大きく前進する。

人格権を侵す危険があれば差し止めを認めるのは当然との判断をはじめ、今回の判決で示された判断の多くは、他の原発差し止め訴訟にもあてはまる。福島原発事故被害者の人権回復を求める訴訟においても、東電の責任をさらに厳しく追及し、原発の安全性に対する考え方を根本的に見直すよう迫ることになる。原発の危険性を断罪した福井判決は、脱原発の世論を盛り上げるのに大きな力を発揮するだろう。

今回の判決をテコに、国民的運動を展開し、早期に被害者の人権回復をはかるとともに、全国の原発の再稼働を阻止していかなければならない。

おしらせ

再生可能エネルギー普及 全国フォーラムin静岡

2015年1月24,25日
に決定

公害・地球懇 活動日誌

2014年5月

- 1日(木) ◇映演労連にDVD制作相談
- 3日(祝) ◇つくば(島名) おひさま発電所見学会
- 7日(水) ◇よみがえれ!有明東京・首都圏の会運営委員会
- 9日(金) ◇福島原発千葉訴訟
- 10日(土) ◇東京争議団三役会(公害総行動要請)
- 11日(日) ◇ミナマタ検診
- 13日(火) ~14日(水)
◇公害総行動統一オルグ(第三次)
- 13日(火) ◇大気・国会議員要請
- 14日(水) ◇第2回フクシマ現地調査「総括交流会」
- 15日(木) ◇首都圏建設アスベスト第二次提訴行動
(日比谷野外音楽堂)
◇泉南アスベスト最高裁要請行動
◇泉南原告を囲む交流会
◇東電・政府交渉進行担当打合せ
- 16日(金) ◇東京あおぞら連絡会常任理事会
◇公害総行動三多摩オルグ
◇自治労連25周年記念レプション
- 17日(土) ◇JNEPシンポジウム・総会
- 18日(日) ~19日(月)
◇東京公害患者会 リハビリリー泊旅行(伊豆~箱根)
- 22日(木) ◇大気・院内集会(署名提出)
◇公害総行動内閣府等交渉の責任者会議
- 23日(金) ◇公害総行動事務局会議
- 24日(土) ◇足温暖ネット・シンポジウム
- 25日(日) ◇川崎フェスタ
- 26日(月) ◇防災名目道路建設問題の東京都交渉
(都市整備局・防災部・建設局)

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-4938
FAX 03-3352-9476
郵便振替: 00140-1-80892
URL : <http://www.jnep.jp/>